



JASDAQ

平成 28 年 10 月 25 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役社長 牛 雨
(J A S D A Q : 2 3 1 5)
問合せ先:取締役 矢沼 克則
Tel 03-5657-3000 (代表)

トークン「CAICAコイン」を当社株主に対して配布することに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年10月期期末時点の当社株主に対して、ブロックチェーン技術を活用したトークン※「CAICAコイン」を配布することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

※ トークンとはビットコインの基幹技術にも用いられるブロックチェーン技術を用いた分散型台帳上の記録であり、ブロックチェーン上にその総量、各人の保有比率、譲渡などの履歴情報を記録管理するものです。

記

1. トークン「CAICAコイン」の配布について

(1) 背景

当社は、フィンテック分野を戦略的注力領域と位置付け、テックビューロ株式会社（本社：大阪府大阪市、代表取締役：朝山 貴生）と協業し、フィンテックの中核技術であるブロックチェーン基盤プラットフォーム「mi jin」を中心としたシステム開発ビジネスを進めるとともに、株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「フィスコ仮想通貨取引所」といいます。）への仮想通貨に係るシステム開発の実施等により、仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターとして、ソリューションサービスの提供を推進しております。

このたび当社は、仮想通貨のシステムインテグレーターとしての試みとして、希望する当社の株主に対し、その保有株式数に応じてブロックチェーン技術を活用した自社トークン「CAICAコイン」の配布を行います。（例：100株保有の株主に対して 100 CICC※）

ブロックチェーン技術を活用したトークンは、「発行数を限定できる」、「改ざんを防止できる」、「資産の無断移動を防止できる」、「透明性を確保できる」といったビットコインと同様の特徴があるため、一般的な「コイン」などの「仮想通貨」としてだけでなく、希少性を持ったデジタル資産として発行することが可能です。例えば「限定販売の電子トレーディングカード」、「1人1回しか利用できない投票権」、「転売不可能な電子チケット」、「ゲーム内通貨やアイテム」などに利用可能であると言われております。このような無限の可能性を秘めているトークンを独自トークン「CAICAコイン」として配布することで、当社の株主に仮想通貨入手を実体験して頂きたいと企画いたしました。なお、今後当社は、「CAICAコイン」でフィンテック関連の提供サービスを利用できるよう検討してまいります。

※ CICCは「CAICAコイン」の仮想通貨単位です。

(2) 「CAICAコイン」の概要

発行単位	CICC (CAICAコイン)
発行総数	300,000,000 CICC (注) 最小取引単位：0.00000001 CICC
発行者	株式会社SJI
配布先	平成28年10月期期末(平成28年10月31日)時点の株主のうち、「CAICAコイン」の受取を希望し、所定の手続を完了した株主を対象といたします。
配布の対価	無償
配布する「CAICAコイン」の総数	上記「CAICAコイン」を、平成28年10月期期末(平成28年10月31日)時点の単元株式以上保有の株主の中で受取を希望する株主に対して、その株式数に応じて配布いたします。(例：100株保有の株主に対して100CICC)
当社留保分	株主に対して配布する数を発行総数300,000,000から控除した数が当社留保分となります。
配布方法	平成28年10月期期末(平成28年10月31日)時点の株主名簿上の株主宛てに郵送にてご案内いたします。(現時点では、第28期定時株主総会の招集通知に同封する予定です。)

(注) 「CAICAコイン」の発行総数は、株主への配布後、増加する可能性があります。

2. 注意事項

- 本施策は、仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターとして、ソリューションサービスの提供推進を表明している当社が、独自トークンを発行し、当社の株主に配布することで、当社の株主に仮想通貨を体験して頂くことを目的とするものです。
- 当社は、株主が「CAICAコイン」を、仮想通貨取引市場において、売却、購入、換価、交換、その他譲渡等することができることを保証するものではありません。
- ビットコインなどの仮想通貨の売買取引や仮想通貨同士の交換取引、これらの媒介・取次・代理等を業とする事業者を登録制とするなどの規制を盛り込んだ改正資金決済法(以下、「改正法」といいます。)の施行後において、具体的にいかなるアルトコインが改正法に定める「仮想通貨」に該当することとなるかは、改正法に係る政府令が発出されておらず、監督官庁である金融庁からの見解も出されていない現時点においては明らかではありません。当社は、改正法の施行に際し、又はその後においても、「CAICAコイン」が、改正法に定義される「仮想通貨」に該当するものとなることを保証いたしません。
- 「CAICAコイン」は、資金決済法に定める前払式支払手段ではありません。また、販促目的のために無償で付与され、発行者等により一定のレートで財やサービスとの交換が保証されるなどする、いわゆる企業ポイントでもありません。「CAICAコイン」は、当社が発行するトークンですが、当社は、「CAICAコイン」の保有者が、「CAICAコイン」を用いて、当社その他の第三者の提供する財やサービスと交換等することができることを保証するものではありません。
- 当社は、「CAICAコイン」の買取りを保証いたしません。「CAICAコイン」は、仮想通貨取引市場において取引されることとなった場合に、何らかの価格が付される可能性はありますが、市場において付された価格以外に、「CAICAコイン」の価値を保証するものではありません。「CAICAコイン」は、法定通貨はもちろん、ビットコインその他のいずれの仮想通貨ともその交換比率が固定されておられません。「CAICAコイン」の価値は、市場において付された価格に応じて変動することになります。

- 「CAICAコイン」の会計上および税務上の取り扱いについては、各株主の責任において、会計士・税理士等の専門家におたずねください。
- 「CAICAコイン」の取扱いについては、当社が別途定める予定の規約に従うものとします。

3. 業績に与える影響

本件が当社連結業績および個別業績に与える影響はございません。

以 上